

薬生食輸発1130第1号
令和4年11月30日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

非加熱食肉製品に係る輸入時検査の強化について(一部改正)

標記については、平成27年7月10日付け食安輸発0710第2号「非加熱食肉製品に係る輸入時検査の強化について」(最終改正：令和4年6月14日付け薬生食輸発0614第1号)により取り扱っているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、下記の製造者及び製造所により製造されたスペイン産非加熱食肉製品より基準値を超えるリステリア・モノサイトゲネスが検出されたことから、上記通知の別表に、当該施設を追加し、別紙の通り改正することとしたので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

(10.02794/SA) IBERICOS TORREON SALAMANCA, S.L.

(10.04600/SA) JAMONES EL CHARRO, S.A.

(別表)

(最終改正：令和4年11月30日)

対象国・地域	製造者名	強化日
スペイン	(10.00159/H) SANCHEZ ROMERO CARVAJAL JABUGO S.A.	令和元年11月29日
	(10.02794/SA) IBERICOS TORREON SALAMANCA, S.L.	令和4年11月30日
	(10.04600/SA) JAMONES EL CHARRO, S.A.	令和4年11月30日